

第8回船橋市動物愛護管理対策会議議事録

令和元年5月20日（月）

船橋市保健福祉センター大会議室

【議題】

○開会前

1. 事務局説明
2. 保健所長あいさつ

○開会後

1. 船橋市の動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について
2. 「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」改正に関する検討について
3. 次回の会議について

【開会前】

1. 事務局説明

本日、欠席者なしの旨報告があった。

らご説明させていただきまして、大まかな方向性について委員の皆様にご議論いただいたところでございます。今回はそれをさらに進めまして、具体的に、市の条例上におきまして、現行条例上に関わる課題やそれを踏まえつつ今後の条例上での見直しの方向性等について事務局からご説明させていただこうと考えております。

委員の皆様方におかれましては、本日も限られた時間ではございますが、様々な視点から活発なご議論ご提案をお願いしたいと考えております。

最後になりますが、今後とも引き続き、本市の動物愛護管理行政へのご協力をお願いしまして、私から冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

2. 保健所長あいさつ

○保健所長 船橋市保健所長の筒井でございます。
委員の皆様方におかれましては、日頃本市の市政に対しご協力を賜りまして、また、本日はご多忙の中、動物愛護管理対策会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

会議開催にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。

本日は、今月より元号が令和に変わり、新たな時代を迎えた中で初めての会議でございます。内容につきましては、引き続きこれまでにお示しさせていただいております、本日の議題でもありますが、動物愛護管理行政の方向性についてと船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の改正についてということで具体的なご議論をお願いすることになります。

前回、船橋市動物愛護管理行政の方向性についてご議論いただきました。具体的には、市で行なっている取り組みあるいは課題につきまして、私どもか

.....

14時5分開会

会議の公開・非公開、傍聴者について

森会長から、本日の会議は公開とすること、2人の傍聴申し出があったことの報告があった。

[傍聴者入室]

1. 船橋市の動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について

[説明]

○動物愛護指導センター所長 議題1「船橋市の動物愛護管理をめぐる主な課題への対応案」について説明する。資料1をご覧ください。

スライド2ページは、船橋市の動物愛護管理をめぐる主な課題を分類した表になる。前回までの会議に引き続き、この4つの課題について対応案を説明する。

スライド3ページをご覧ください。課題1「屋外の所有者の判明しない猫への対応案」について説明する。

屋外の所有者の判明しない猫への対応については、前回までに説明したように、飼い主のいない猫の不妊手術実施事業(図では、TNR事業)、地域猫活動、動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項に基づく取り、猫避け機の貸し出しを実施する。

前回、TNR事業と地域猫活動の関係性が分かり辛いとのご指摘があったが、TNR事業と地域猫活動は、それぞれ関係性はあるが、個別の取り組みと考えている。

TNR事業において不妊手術をした猫については、給餌せず自然に数を減らしていく、または、給餌する場合は、地域猫活動または所有・占有して、これ以上数を増やす飼育管理する方法のいずれかとする。

なお、地域で環境被害が継続している場合は、動物愛護管理法第35条第3項に基づき、所有者の判明しない猫の引取りを行う。

スライド4ページをご覧ください。課題2「飼い主のいない猫の不妊手術実施事業への対応案」について説明する。

本事業の目的は、第一に所有者の判明しない猫の繁殖抑制、第二に地域の環境問題対策と考えている。

前回、繁殖抑制を推進するのであれば、個人での申請も検討すべきとご協議いただいたことを踏まえ、個人や任意団体による申請を加えることを考えている。また、地域の環境問題対策についても重要であるので、町会・自治会にも継続してご協力いただきたいと考えている。

町会・自治会長による申請、個人・任意団体による申請の課題については、2.課題に示したとおり、(1)町会・自治会長の申請は、①町会・自治会長の負担が大きい、②町会・自治会長の承認が得られないことが挙げられる。また、(2)個人・任意団体の申請は、①無責任な給餌者の利用、②事業の不正使用、③地域に迷惑を及ぼす活動が挙げられる。

これらを踏まえ、3.今後の方向性として、(1)町会・自治会長の申請については継続することとし、地域の環境問題対策のため優先的に不妊手術を割り振りたいと考えている。(2)個人・任意団体の申請については、申請時に面接を実施すること、面接時に活動手法の確認及び不正防止等について指導を行い、周辺にお住まいの皆さん方に迷惑がかからない活動を行うことを指導することを考えている。

スライド5ページをご覧ください。課題3「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」についての対応案を説明する。

前回、委員から本ガイドライン作成時の背景についてお話をあり、作成から7~8年経過しているので見直すのが良いのではないかとご協議いただいたことを踏まえ、条例改正に伴うガイドラインの整備の必要性、環境省のガイドラインに沿った見直し等、あり方を検討していくことを考えている。

スライド6ページをご覧ください。課題4「動物愛護指導センターの業務及び普及啓発」について説明する。

現在実施している内容を図の左側に示した。

これらに加え、図の右側に示したように、各種ボランティアの募集、SNSを利用した普及啓発、講習会やセミナーの開催等、新たに導入を検討したいと考えている。また、前回ご意見のあった市として動物愛護推進員の委嘱については、まずは各種ボランティアの募集や育成を行った後、今後の検討事項としたいと考えている。

○森会長 ありがとうございました。過去7回の議論を取りまとめさせていただいて、だいぶすっきりとした形になっていると思う。何かご意見はあるか。

特に質疑等なければ、これで承認としてよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森会長 では、議題1は良く取りまとめられていたので、議題2へ進める。

2. 「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」改正に関する検討について

〔説明〕

○動物愛護指導センター所長 議題2「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」改正に関する検討について説明する。資料2-1、資料2-2（以下、「資料集」とする。）をご用意ください。資料2-1が説明資料、資料集は、関係法令及び周辺自治体等の状況をまとめた関連資料集となる。資料集に比較対象とした自治体は、県内の千葉県、千葉市、柏市、周辺自治体の東京都、船橋市と条例の構成が類似している、さいたま市、横浜市、所有者の判明しない猫に関する規定がある、札幌市、京都市、和歌山県の例を挙げた。

資料2-1、2ページをご覧ください。条例改正の概要について説明する。

動物の愛護及び管理に関する法律が平成25年9月1日に改正され、動物の所有者等に係る責務等の追加、多頭飼養の適正化、動物に係る罰則の強化等、

動物の愛護と適正飼養について推進が図られた。

しかし、市では、依然として、動物に起因する周辺の生活環境被害や、不適正な飼養に起因する苦情相談が継続しており、課題となっている。

そこで、動物の所有者等に対する適正飼養の拡充、強化及び動物愛護管理法に準じた文言の整理を行い、更なる動物の愛護と適正飼養の推進を図るために、「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」を改正する必要があると考えている。

スライド3ページをご覧ください。

条例改正の主な検討課題について、論点1市の責務、論点2市民の責務、論点3飼い主の責務及び遵守事項、論点4動物の習性飼養の徹底、論点5多頭飼養の届出制度の導入、論点6所有者の判明しない猫へ餌を与える者への対応、と分類した。

各論点の概要は表の右側に示したとおりである。次のスライドから、各論点について詳細に説明する。

スライド4ページ、論点1市の責務について説明する。資料集は2ページをご覧ください。

まず、「責務」の規定とは、各主体の果たすべき役割を規定するもので、法令では抽象的な表現となる。

現行条例では、市の責務として、動物の愛護及び適正な管理に必要な施策を策定すること及び実施することを規定している。

一方、動物愛護管理法第3条では、国及び地方公共団体の措置として普及啓発を図るように努めなければならない旨の規定があり、市では、様々な普及啓発を実施しているが、市民に幅広く浸透していないという課題がある。

そこで、動物の愛護及び適正な管理の推進を図るため、市の責務として普及啓発を明確化することとし、見直しの方向性案として、市の責務に「普及啓発等」の規定を追加すること、及びその他として、適正飼養講習会等の規定を追加することを考えている。

資料集2ページの普及啓発等の行にあるように、多くの自治体が責務として普及啓発等を規定している。また、東京都は、適正飼養講習会等の規定を設けている。

スライド5ページ、論点2市民の責務について説

明する。資料集は3ページをご覧ください。

現行条例では、市民の責務として、「動物の愛護に努めること」及び「市が行う施策に協力すること」を規定している。

一方、市内では所有者の判明しない猫への餌やり等、動物の不適切な飼育管理により、周辺の生活環境の被害に関する苦情相談が継続しており、課題となっている。

そこで、周辺の生活環境の保全上の支障を防止するため、市民の責務として、「動物の適正な取扱い」について明確化することとし、見直しの方向性案として、市民の責務に、「動物の愛護」に努めることに加え、「動物の適正な取扱い」に努めることを規定することを考えている。

資料集3ページの「動物の適正な取扱い」の行にあるように、千葉県、京都市は市民等の責務に動物の適正な取扱いを規定している。

また、その他として、人と動物との調和の取れた共生社会の実現を、市民等の責務の目的としている自治体が複数ある。

スライド6ページ、論点3-(1)飼い主の責務について説明する。資料集は4,5ページが関連資料となる。

現行条例では、飼い主の責務として、動物の適正飼養、終生飼養、繁殖制限措置を行うことを規定している。

一方、市内では所有者又は占有者による動物の不適切な飼育管理により、周辺の生活環境被害に関する苦情相談が継続しており、飼い主の責務として、周辺の生活環境の保全等、適正な管理に関する理念の規定が必要ではないかという課題が挙げられる。

そこで、周辺の生活環境の保全を推進するため、動物の所有者等の責務について拡充、強化を図ることとし、見直しの方向性案として、飼い主の責務に「周辺の生活環境の保全等」の規定を追加することを考えている。

資料集4ページにあるように、動物愛護管理法第7条において、動物の所有者又は占有者の責務等として、生活環境の保全及び動物による迷惑の防止等が規定されている。

また、資料集5ページにあるように、複数の自治体が、3行目の周辺環境への配慮、4行目人の生命、身体又は財産への危害防止を責務として規定している。

スライド7ページ、論点3-(2)飼い主の遵守事項について説明する。資料集は4ページから7ページが関連資料となる。

まず、「遵守」とは、規則や法律等に従い、それを守ることであり、法令等には、責務が抽象的な表現であったのに対し、遵守事項は、具体的な内容が記載される。

現行条例では、飼い主の遵守事項として、動物の健康及び安全の保持、周辺の生活環境の保全、動物の逸走時の措置、動物による危害防止を講じることを具体的に規定している。

現在条例に規定のない、「緊急時対策(災害対策)」及び、「飼い猫の飼養」の規定が必要ではないかという課題がある。

そこで、動物の適正飼養並びに周辺の生活環境の保全の推進のため、飼い主の遵守事項について拡充、強化を図ることとし、見直しの方向性案として、「災害への備え及び災害発生時の動物による危害防止」の規定及び、「飼い猫の屋内飼養」の規定を追加することを考えている。

「緊急時対策」については、資料集4ページ下段の家庭動物等の飼養及び保管に関する基準第3の9緊急時対策として、所有者の努力規定があり、資料集5ページ一番下のその他の行にあるように、千葉県、柏市、さいたま市が所有者等の遵守事項として規定している。

また、猫の屋内飼養については、猫による迷惑防止の観点と猫の健康と安全の保持という愛護の観点から、「屋内飼養の義務化」は有効と考えるが、猫の飼養目的、飼養環境の地域性、猫の習性等から屋内飼養について反対意見もある。

資料集6ページの家庭動物等の飼養及び保管に関する基準第5猫の飼養及び保管に関する基準において、猫の所有者等は、屋内飼養に努めること、屋内飼養によらない場合にあっては、原則として、去勢

手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じることが規定されている。また、資料集7ページにあるように、多くの自治体が「飼い猫の屋内飼養」を努力規定としており、複数の自治体で、やむを得ず外で飼う場合には、繁殖制限措置、所有者明示措置等の規定を加えている。

これらを踏まえ、屋内飼養の義務化が難しく、努力義務としたとき、「やむを得ず、飼い猫を屋内で飼養できない場合」の規定についてもご協議いただきたいと考えている。

スライド8ページ、論点4動物の終生飼養の徹底について説明する。資料集は8ページが関連資料となる。

現行条例では、飼い主が、動物を終生飼養することを努力規定としている。

しかし、動物の所有者がやむを得ない事情でその飼養する動物の継続飼養が難しくなる場合は多く見られ、自ら適正に飼養できる飼い主を探すことが飼い主の責務として必要ではないかという課題、また、動物の所有者等になろうとする者は、その責任について自覚した上で飼養する必要があるのではないかという課題が挙げられる。

そのため、終生飼養の徹底を図り、動物の遺棄の防止及び引取り数の削減に繋げるために、見直しの方向性案として、動物の所有者が、終生飼養が困難になった場合に、新しい飼い主を見つける規定を追加する、また、動物の所有者等になろうとする者の規定を追加することを考えている。

資料集8ページにあるように、多くの自治体が、譲渡先を見つける、または、譲渡するための取組を行うことを、所有者の責務又は遵守事項として規定している。

また、動物の所有者等になろうとする者の責務等が、千葉県、柏市、東京都で規定されている。

スライド9ページ、論点5多頭飼養の届出制度の導入について説明する。資料集は9ページが関連資料となる。

現行条例では、動物の所有者又は占有者に対し、多数の動物の飼養及び保管に係る届出の規定はない。

前回の会議でもご協議いただいたが、市内でも多

数の動物の飼養及び保管に起因した騒音、悪臭又は多数の昆虫の発生等の生活環境の被害が発生しており、市が探知した時点で動物が増えすぎてしまったり、飼養環境及び動物の健康状態が深刻であったりして、解決に時間を要するが多く、そのような事態を未然に防ぐことが必要ではないかという課題が挙げられます。

そこで、動物の多頭飼養による周辺の生活環境が損なわれる事態並びに動物の不適切な取扱いを未然に防止することとし、見直しの方向性案として、動物の所有者又は占有者に対し、多頭飼養の届出規定を追加することを考えている。

資料集9ページは、前回もお示しした資料になるが、千葉県が多頭飼養の届出を規定しているが、千葉市、柏市、船橋市はこの規定から除外されている。

また、届け出対象頭数は犬猫合わせて10頭以上としている自治体が多く、罰則として過料の規定がある。

スライド10ページ、論点6所有者の判明しない猫へ餌を与える者への対応について説明する。資料集は10ページ、11ページが関連資料となる。

現行条例では、所有者の判明しない猫へ餌を与える者に対する規定はない。

市内では、所有者の判明しない猫への餌やり行為による周辺の生活環境被害が継続して発生しており、所有者の判明しない猫へ繰り返し餌を与える者に対し、その結果として引き起こされる周辺への影響について、認識を高めていただく必要があるのではないかという課題が挙げられる。

この対策を考える視点として、所有者の判明しない猫への給餌を容認する者と迷惑を受ける者との視点とに分けて検討が必要である。容認する者からの視点としては、①餌やりルールの確立と遵守、②地域住民による飼育管理、迷惑を受ける者からの視点としては、①餌やり禁止、②生活環境被害の防止、③捕獲、④引取りが挙げられる。

これらを検討し、周辺の生活環境の保全の推進のため、所有者の判明しない猫への対応について具体的な方策を検討することとし、見直しの方向性案として、(a)餌やりルールの確立、(b)地域住民による飼

育管理、(c)餌やり禁止、(d)生活環境被害の防止等、より効果的な方策について、それぞれの意見を考慮しながら検討することを考えている。

スライド11ページは、それの方策について、規定する場合の例を示し、検討課題を挙げた表となる。

方策(a)、(b)の給餌する場合のルールを規定することは、給餌を容認しない者からの反対意見や、市内の地域性も様々であり、全ての地域の実情を踏まえたルールを作ることは難しい等の課題が挙げられる。

方策(c)餌やり禁止については、環境省は、無責任な給餌・給水を止めることは虐待となると考えていないとの見解を示しているが、給餌を容認する者からの反対意見は多くあり、また、給餌が夜間に移行する等、指導が難しくなることが考えられる。

方策(d)生活環境被害の防止については、生活環境被害と認めるための基準や、給餌した猫による被害かどうかの確認が難しいことが課題として挙げられる。

資料集10ページをご覧ください。家庭動物等の飼養及び保管に関する基準第5猫の飼養及び保管に関する基準において、飼い主のいない猫を管理する場合には、地域猫対策等、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めることが規定されている。また、札幌市、京都市、和歌山県が、動物愛護管理条例で所有者の判明しない猫に餌を与える場合のルールを規定している。

札幌市は、条例に餌を与える者への遵守事項を規定している。

京都市は、条例で不適切な給餌の禁止等としているが、基準に適正な給餌の方法を規定している。

和歌山県は、条例に給餌を行う者の遵守事項を規定している。

また、資料11ページにあるように、荒川区は、生活環境の確保に関する条例において、給餌による不良状態の防止を規定している。

本市では、市民等の責務として、「動物の適正な取扱い」について明確化することで、周辺の生活環境の保全を図り、具体的な方策については、規則やガ

イドライン等を整備していきたいと考えているが、このように条例に規定している自治体もあるので、ご協議をお願いしたい。

.....

○森会長 ありがとうございました。今お聞きいただきましたとおり、論点1から6まで説明していただいた。これから論点毎に、議論、質疑を重ねていきたいと思うが、市から、今回条例改正にあたり、こういうところが問題があるということで出していただいたという理解でよいか。

○衛生指導課長 はい。

○森会長 委員から、もし仮に論点7が出てきた場合は、その都度議論してよろしいか。

○衛生指導課長 はい。

○森会長 では、これ以外に論点、議論すべき内容があればそれは後日ということで、本日は、1から6までの論点について議論を進めていく。

初めに、論点1市の責務について、今説明いただいた内容で質問等あるか。

全般的なところで、責務、遵守、努力という言葉が出てくるが、これらの意味合いはどのように考えているか。

○動物愛護指導センター所長 現行条例において、市の責務、飼い主の責務、飼い主の遵守事項といった分け方をしている。責務とは、主に市民の理念や心構えといったイメージで大きくとらえていただき、遵守事項は、さらにそれをかみ砕いて、より具体的に守らなければいけないこと、守らなかつた場合には罰則が付いたりするものが遵守事項と考えていただきたい。

○森会長 理念に係るところが責務、市としては、こういうことをやっていくのだという、心構え、進めていますということ。

具体的には、市の責務に普及啓発を追加する。現行も普及啓発は行っているが、規定が無かつたので追加するという意味でよろしいか。

○動物愛護指導センター所長 はい。

○森会長 普及啓発は、現行はどのようなことを行っていて、条例改正することによってどのようなことを想定しているか、補足説明いただきたい。

○動物愛護指導センター所長 今現在市の動物愛護指導センターが行っている普及啓発は、一番大きなものは毎年9月の動物愛護週間に合わせて行う動物愛護フェスティバルがあり、ビビット南船橋でステージや、愛玩動物協会や動物保護管理協会等の関係団体と協働で啓発活動を行っている。その他に、広報誌、ホームページ、チラシ、ポスター等でも啓発活動をしている。また、動物愛護指導教室として、子どもたちに命の大切さ、動物を大切にする気持ち等を植え付けるために、学校に出向き愛護啓発事業を行っている。また、飼い主の適正な飼養を推進するために、犬、猫のしつけ方教室を動物愛護指導センターで開催している。さらに、動物愛護指導センターで保護された、犬、猫の譲渡会等でも、譲渡する対象の方に、動物の愛護及び管理や周辺に迷惑をかけないこと等について、個別に啓発している。今後新たに導入を検討していくということで、今年度は、犬猫の飼い方のセミナーを開催しようと考えている。さらに、動物の災害対策として、総合防災訓練を毎年町会・自治会と協力して行っているが、そこで、同行避難訓練を3年程行っている。今年も実施する予定であり、災害時に必要な備蓄品や普段からのしつけが災害に役立つということの啓発も行っている。

今まで、このような啓発活動をしているが、今後はさらに、市として啓発活動をするという心構えを持って、責務・理念として、啓発をしていこうと考えている。

○森会長 そうすると、これからあえて強化するというよりは、すでに行っている事について、市の責務にして明確にしていくという考え方でよろしいか。

○動物愛護指導センター所長 はい。

○森会長 船橋市に対し、動物に対しもっとこういうところを責務として載せた方が良いのではといった意見はあるか。

○宮里委員 責務という言葉を紐解いたときに、これには権限を伴うという解釈ができるはずだが、市

の動物愛護指導センターから指導がなされるのであれば、それで十分だと思う。

○南川委員 市の責務に普及啓発を加えるのは良いと思う。後の論点との関連から考えると、災害の備えについて加えた方が、平時と合うと思うが、その辺りに考えはあるか。

○森会長 災害時の同行避難や避難所での飼育といった内容か。

○南川委員 そうです。災害時にペットをどうするかということについて、普段から計画して、準備しておくといった、災害時の備えのようなことを市の責務として謳っておくのは一つあるのかと思った。

○中村副会長 今お伺いした話の中では、それは普及啓発の中の一部として組み込まれているという感じであった。南川委員は、それとは別に柱を立てるということですね。

○南川委員 文言として入れてある方がはつきりする。そもそも第3条にある、動物の健康及び安全の保持、動物が人に迷惑を及ぼすことの防止は、平時も災害時も含めてであるので、なかつたらできないという話ではないと思うが、普及啓発を今も行っているけど新たに加えるということであつたら、災害の備えについても、きちんと入れることで明確化できるかと思う。

○森会長 私が感じるのは、この動物愛護管理条例で謳うべきなのか、それとも、災害対策の部署が入れるべきなのかという議論を、まず市で詰めていただく必要性があると思う。動物愛護管理条例で災害対策を謳ってしまった時に、災害対策関係部局でそれは無理だと言われてしまうと謳えなくなってしまうので。これについてはいかがか。

○動物愛護指導センター所長 市の防災計画にも同行避難という言葉は出ているので、そちらの方が主導で、それに沿っていこうと考えている。後の飼い主の遵守事項に災害への備えが出てくるが、災害時に一番大切なのは、飼い主の自助である。動物に対する災害対策というよりも、先程、中村副会長が仰ったように、災害時に普段のしつけや準備が役立つということを啓発活動に含めて飼い主へ植え付けていこうということで、今回は、市の責務では、それ

を啓発事業と含めてというふうに考えている。

○森会長 そうすると、防災計画の立て方によっては、この条例の中に入れることも可能なのか。どちらが上位かという話は別にして。

○動物愛護指導センター所長 その辺りは、危機管理部門と調整を図っていく必要性があると考えている。市の防災の幹の部分が、地域防災計画と思うので、その枝の部分で動物の部分をどうしたらよいかというのは考えていく必要があると思う。現時点での市の責務に規定することは想定していなかった。

○森会長 南川委員いかがか。

○南川委員 今のそのようなところが普及啓発に含まれていくという認識があるのであれば、それで結構と考える。

○森会長 他に意見はあるか。

○駒田委員 今の話であるが、今年、環境省から同行避難をするようにというガイドラインが出されたと思うので、参考までにお伝えする。

○森会長 防災計画等が煮詰まって、これを各条例等に落としなさいという話があった際は、これを条例に入れなければならないという話になってくると思う。

○石川委員 犬猫のしつけ方教室についてだが、私も一度参加したことがある。しつけ以外にも、アンチエイジングを取り入れた犬猫のマッサージの仕方というのも講座として行っている。すごく良い内容と思うが、どうしても動物愛護指導センターでしか実施していないのが残念でもったいない。場所が無いからだとは思うが、公民館等、飼い主がもう少し行きやすい場所で開催できると良いと思う。できないのはなぜか。

○森会長 出張講習という意味合いか。

○動物愛護指導センター所長 場所が無いというのが一番大きな理由である。動物の好きな人、嫌いな人、アレルギーがある人等色々な方がいる中で、市の公共の施設には色々な方が訪れ、例えば、譲渡会やしつけ方教室ができないか議会から指摘を受けたこともあり、色々当たってみたが、今はできる場所が無いのが理由になる。

○森会長 適正飼養講習会等の中には、アンチエイジングやマッサージの仕方も含まれているということでしょうか。

○動物愛護指導センター所長 そのようなプログラムも用意している。

○森会長 後は、市役所として全庁体制でこれをどうバックアップしてくれるかという話になるか。会場にしても。

泉谷委員、町内会で、町会の会館で開催することはできるか。

○泉谷委員 今の段階では、町会・自治会館で行っているという状況は聞いていない。別の形になるが、高齢者のリハビリ体操等は、協力要請があり自治会館を貸すことはある。動物愛護に関することについては、そのような相談が無いということと、我々はどう取り組むべきかという、資料や方策、術が無い。市が方向付けをして、このような講座を開催したい、そのためには会場が必要なのでいかがかという打診があれば、それに対して自分たちがどう受けられるかということが検討することは可能と思う。ただ、早急にこれをやってくださいと投げかけられてしまうと難しい。

○森会長 私も、千葉市、木更津であったか、町内会から依頼があり、獣医師を派遣して講習会を開催したことがあり、かなり効果というか、評判が良かったこともありますとお聞きした。

○泉谷委員 地域性だと思う。地域でそういうことを是非行って欲しいと要望される方が多い町会であれば可能である。動物愛護というと、犬猫、それ以外の動物を含めることになる。犬の場合はそれほど問題ないが、猫に関してはアレルギー体质を抱っている方が多いので、なかなかそれを順調に受け入れてもらえないというところが少しある。いわゆる、地域猫の問題がネックになっているところがあるのかなという気がしないでもない。

○動物愛護指導センター所長 補足で説明する。犬のしつけ方教室は、センターで行っているのは、基礎講座と実技講座がある。基礎講座は、誰でも座学で受けられるので場所は問わない。しかし、実技講

座は動物を同伴するので、それが市の施設を使用するにはネックになる。基礎講座については、今年度9月に保健福祉センターで、市民を対象に開催しようと考えている。

○森会長 それでは、論点1について、市の責務に、「普及啓発等」と「適正飼養講習会等」の文面を追加することをご了解いただいた上で、今ご議論いただいた、災害の問題や出張講習の問題については、なぜ変えなければならないかという部分の記録として残しておいてもらい、進めていただくこといかがが。

○南川委員 適正飼養講習会等の規定は、市の責務として入れるのか、市長はできるといった権限規定でいれるか、どちらでお考えか。

○衛生指導課長 市長が、講習会の開催、その他必要な措置を講じることができるというような規定を考えている。

○南川委員 東京都の例を見ると、知事は、となつてるので、第3条に加えるのではなく、他の条文で市長の権限規定で加えるということで了解した。

○森会長 これについては、法制執務と、項を作るのか、それとも別の条を立てるのか、相談していくだくということによろしいか。

続いて、論点2市民の責務について、市民の責務に、「動物の愛護」に努めることに加え、「動物の適正な取扱い」に努めることを規定すると表現されているが、「動物の適正な取扱い」というのはどういうことか。具体的に何を想定していたか。

○動物愛護指導センター所長 この後に、飼い主の責務というのが出てくるが、飼い主は責任を持ち、周辺の生活環境に迷惑をかけないような規定を設けているが、飼い主のいない猫、鳩や鳥等に対して餌を与えると、糞尿被害で周辺の生活環境が悪化してしまうといった苦情もある。また、外来種の亀を池に捨てたり等をすると生態系に影響を与える等といった、動物の習性、生理を含め、周辺の生活環境の悪化に繋がらないように市民の責務として動物の適正な取扱いをここに規定した。

○森会長 愛護以外に、例えばカミツキガメが出たというようなことを想定しているのか。それとは違

うか。

○衛生指導課長 特にカミツキガメに関わらず、動物、野良猫や鳩等の餌やりについても、事務局としては管理に含め規定したいと考えている。また、市民の責務と書いてあるが、まだ法務課の担当とは話をしていないが、市内在住の方だけでなく、在勤等、他の市から来ている方もいらっしゃるので、市民等とするかどうかについてはこれから協議をしなければいけないと考えている。

○平川委員 今の市の説明に納得がいかない。第2条第1号に動物という規定がある。ここに、人が飼育すると書いてある。カミツキガメについては、ここに含まれない。それとも、そういうことも含めるという意味なのか。

○衛生指導課長 今回の資料には載せていないが、飼い主は動物を飼養する者をいうと書いてあるが、この辺りも文言の整理を行いたいと考えている。そのように変えると齟齬が出来てしまうかもしれない。

○平川委員 動物が条例の最初に規定しており、この説明を読んでいくと、今の説明では悩む。言っている意味は分かる。人が飼っていた物を放すという意味の飼育というのもあると思うが、そのところが非常に難しい部分が絡んでいる。定義の動物の書き方がこれで良いのかどうかということも、私もずっと悩んでいる。その辺りも含めて検討をお願いしたい。

○動物愛護指導センター所長 先程課長も説明したが、定義の見直しも行わなければならない。例えば、飼い主の見直し等、前回少しお示したが、動物の定義についても法律に合わせたような形の定義付けを次回以降お示ししていきたい。

○平川委員 分かりました。

○森会長 そうすると、文言整理がまだ終わってないという形で、動物の適正な取扱いとは、全ての動物にかかるくるという形でよろしいか。

その他、何か意見はあるか。

○南川委員 資料集3ページを見ると、責務でその他として、人と動物との調和の取れた共生社会の実現に向けてというのが、柏市、東京都、さいたま市にあるが、こちらの文言を理念として入れることが

適しているのではないか。その辺りの検討はいかがだったか。

○動物愛護指導センター所長 人と動物の調和の取れた共生社会の実現ということは、法律にもそのような文言が記載されている。市の条例の中に、どちらかというと、愛護だけでなく管理の理念も盛り込んでいこうということで、共生というと、愛護寄りの人の取る見方と違ってくる部分もあるのかと思い、管理の部分に特色を付けていくような全体の作りを考えている。

○森会長 資料集の柏市や東京都とは違う形で、これから定めていくということでよろしいか。

○動物愛護指導センター所長 はい。

○森会長 もう少し練っていただいて。この会議は、パブリックコメントの開催前にもう一度あるということでおよろしいか。

○動物愛護指導センター所長 パブリックコメントを秋頃行うとして、8月頃、次回条例案としてお示しできれば良いと考えている。

○森会長 ではその時までに、この辺りを整理していただくという形でおよろしいか。

特にご意見がないので、次の論点3に進める。

論点3-(1)は、「飼い主の責務の中に、「周辺の生活環境の保全等」の規定を追加する」という形になっているが、今現在の条例上では、飼い主の責任を十分自覚することや、終生に渡り飼養することが規定されている。生活環境保全をここに追加すると事務局で考えているということでおよろしいか。

○動物愛護指導センター所長 はい。

○森会長 これについて、ご意見はあるか。現行条例の第5条にも、細かく飼い主の責務について謳つてある。ただこの中で、生活環境の保全に対する考え方方が抜けていたということかと思う。生活環境の保全となると、どうしても自治会と関係していくと思うが、平川委員いかがか。

○平川委員 この部分は悩む。やはり、市と同じように私共も苦情を受ける立場にある。泉谷委員もそうであるが。環境の悪化というのが、何をもって言えるのかというのが。鳥の糞が落ちてくるのは大丈

夫だけど、猫が行って尿をするのはだめという話か。非常に悩ましい問題であることは確かです。

○森会長 私の経験ですが、木更津に勤めていた時に、隣の家の大型犬の糞を、隣の家の敷地に投げるという例があり、自治会にお願いしてどうにか調整していただいたことがある。近隣苦情というか、紛争になってしまったことがあるが、そういうことを、これを条例化することによって、抑えられるといった考え方でよろしいか。

○平川委員 それはもう自治会としては対応のしようがないところで。そのような嫌がらせのような形は、結構ある。そういう苦情も受けているが、それは対応しようがない。

○駒田委員 それはペットの問題ではない。人間性の問題である。

○森会長 そこまでは、条例では考えないということでおよろしいか。

○衛生指導課長 事務局としては、今条例に規定はないが、動物愛護指導センターの職員が苦情を受け、飼い主と接する中で、周りに環境被害がありますので注意してくださいといった話はさせていただいているが、条例に規定することで、それを根拠に指導することができるかと考えている。

○平川委員 餌やりをしている人たちに、どこまで指導ができる、どこまで改善要求できるのかというのは非常に難しい問題である。これが根拠になるというのは、諸刃の剣で、要は無駄な餌やりをしている人への制約にもなるが、一生懸命猫の面倒を見ている人への周辺からの苦情のネタになることは確かに思う。本人は、迷惑をかけないようにしようと思っても、結果的には迷惑がかかるることは沢山ある。私の地域でもそうであるが、地域の人に迷惑をかけないようにということで、猫の餌やりをしている人が、山の持ち主に断って、山の方へ連れて行って、そこで餌やりをし、手術をするということをしていたら、その周辺に後から家が建ち、その猫が来て困るという苦情を言われているという話があった。そうすると、市は、生活環境を悪化させているのだから、そこで餌をやるのは止めてくださいと言わざる

を得ない。実際にそういう経験をし、そういう苦情を貰っているので。

○衛生指導課長 この部分については、飼い主に対する規定であり、飼い主のいない猫については、また別立てと考えている。例えば、犬の散歩中に尿をしてしまった時に、ペットボトル等で、水でそこを掃除していないという苦情もあり、そういう方たちについては、根拠をもって指導ができると考えている。

○平川委員 反論して悪いが、坂道の上の方の電柱で尿をしたからといって水をかけた。そうしたら、下の方に住む方が、あそこで尿をしたのが、なんで家まで流れてくるのだと私が怒られた。私が飼っている犬ではないが。そういう人がいる。そうしたら、ペットボトルに水を入れて流してと言えなくなつた。そのようなこともあり、人により全然違う。また、飼い主のいない猫かどうかという話になるが、餌やりをしている猫について、あなたが飼い主でしょうという話になり兼ねない部分もあり、ここのところは慎重になる。苦情を言われる立場としては。

○森会長 苦情や環境保全の問題は、千差万別であり、良かれと思っても全部裏目に出ることもある。ここは、慎重に対応をお願いするということにしてよろしいか。

○平川委員 はい。今後議論もあると思うので。

○保健所長 今申し上げているところは、条例の部分にもう少しそこの部分をしっかりと書き込みたいということである。今日は、お手元に別途市の条例と動愛法の全条文を配布した。動愛法にも、そのような規定はある。では、法律に規定があるから、条例上には本来であれば書くまでもないというところではあるが、その辺りをどのように書き分けるかどうか、これから文言上にどのように落すべきかというのはあるが、方向性としては、船橋市においてもしっかりと我々が飼い主等に、住民からクレームがあった場合は、それをきちんと指導できるようにということで、事務局としては、明確にしていった方がよいということで、今回検討していきたいという趣旨である。その辺りをご理解いただいて、今後文言整理はさせていただきたいと考えている。

○森会長 ありがとうございます。まだ文言整理は終わっていないが、市としてはこれが入った方が、行政がスムーズに進むというふうになるのではないかという気がする。

○南川委員 具体的に考えると難しいという点もあるかもしれないが、飼い主の責務としては、責務というレベルであれば、周辺の環境保全等の規定を加えるのは自然かと思うので、入れることで良いと思っている。

○森会長 論点3-(1)については、市の方向案で進むということでおよしいでしょうか。

ご意見ございませんので、次に進みます。

論点3-(2)飼い主の遵守事項ということで、「災害への備え及び災害発生時の動物による危害防止」の規定、及び「飼い猫の屋内飼養」の規定を追加することです。「飼い猫の屋内飼養」の規定については、過去からも議論をしていただいていて、屋内飼養という方向性については、間違いないでしょうということになっていたと思う。災害については、今まで議論を深めていなかったので、それについてご意見をいただきたい。ご意見はあるか。災害への備えと危害防止ということになるので、災害となると、避難所に避難するような災害もあるが、福島の原発事故のように、動物を置いて逃げなくてはいけないといふような事態も全部含まなければいけないので、かなりこれは大きな枠になってくると思う。原発の時は、どうしても救えなかつた動物が野生化して、野犬になってしまったこともあった。猫はずつと家の中に閉じ籠っていたということもあった。ここは、事務局として具体的な案はあるのか。

○動物愛護指導センター所長 資料集4ページの一番下の部分で、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準の中の緊急時対策の部分に、このような告示があり、これも飼い主の遵守事項として入れていったらどうかと考えている。

○森会長 そうすると、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準に書いてある内容を条例化して謳っていくということか。

○南川委員 災害に備える部分は、責務にするのか遵守事項にするのかというのが難しいところがある。

もう少し抽象化して、災害に備えてその時に適正にするような形で責務に入れ込んでも良いのかなと思う。遵守事項にすると、細かすぎて逆に難しいような気もする。その辺りの議論はあったか。

○森会長 たしかに、南川委員の仰るとおりに、遵守事項として守らなければいけない内容になってくるので、責務とすると理念としてこうすべきという形になる。ここは、事務局の原案作りの中で議論はあったか。

○動物愛護指導センター所長 責務にかかるか、遵守事項にするか、そこまで細かく検討していなかった。他市の状況を考慮した時に、遵守事項にしている自治体が多かったこともあり、今回遵守事項とした。

○保健所長 現時点のところは、第6条が飼い主の遵守事項になるが、飼い主に対することは遵守事項だけの記載になっており、責務には記載がないので、その辺りを含めて整理し、遵守が厳しいということになるのであれば、また別の項目等を立ち上げる等を考えなければならないと思うが、細かいところまで詰めていないということでご理解いただきたい。

○森会長 では、本日の指摘を受けていただいて、原案作成時に役立てていただければと思う。

その他、何か遵守事項に加える事はあるか。

○駒田委員 第6条第8項は、「その他動物が」のその他というのは、飼っている動物のことと思うが、人の生命、身体又は財産に害を加えないように飼養をすることとあり、ここで災害時の動物の危害防止について、危害防止は、平常時でも災害時でも関わらずということだと思う。災害への備えは良いと思うが、災害時の動物による危害防止というのは、災害時のために危害防止を講じるということはないと思う。平常時のしつけや備えということになるので、ここで災害時の危害防止というのはどうなのかと思う。特に、遵守事項なので。

○森会長 そうですね。その辺りも含めて議論していただきたい。現行の第6条はよくできていると思うので、事務局でよく揉んでいただきたいと思う。

続いて、論点4 動物の終生飼養の徹底ということで、動物の所有者は、終生飼養が困難になった場合

に、新しい飼い主を見つける規定を追加する。また、動物の所有者等になろうとする者の規定を追加するという二つの方向性が示されている。これについて、ご意見はあるか。中村副会長、実際に飼い主から、処分したいというような話はあるか。

○中村副会長 飼い主さんがご高齢で亡くなつて、ご家族が面倒を見られないとか、猫は高齢でも室内で飼っていたければ室内で衰弱していくが、屋外で飼っている犬は、認知症のようになる犬も多いので、一日中一本調子で鳴くということに対して、動物への気遣いというよりも、ご近所への気遣いということで精神的にまいつてしまい、もう長くはない寿命だけれども、その最後の時間が耐えられないと、安樂死をお願いしますと切羽詰まった状態で来られる方はいる。無責任に飼えなくなつたからとか、いらなくなつたからという方は、おそらく動物病院には来ない。おそらく、愛護指導センターへ行くと思う。私たちは、悩んで、悩んだ挙句に来る方や、不治の病でということはあるが、本当に人間の勝手な都合でというのは、愛護指導センターに沢山行くのではないか。やはり、言われたからはいそうですかと安樂死する訳ではないので、それは、獣医師の認識や考え方になるが、薬を投与するとか、病院で預かりますから寝てくださいという対応もあり、それはケースバイケースである。

○森会長 終生飼養については、ご指導いただきたいという大前提で話していただいた。愛護センターには、飼えなくなつたではなく、いらなくなつたという方がいらっしゃる。処分してくれと。これは、論外であるが、受けないと行政不服だということを言う方もいらっしゃる。終生飼養が困難になった時に新しい飼い主を見つける規定を事務局は考えているようだが、具体的な規定はあるのか。

○動物愛護指導センター所長 ここに書いてあるとおりになるが、センターによく来るのが、例えば引っ越しをして新しい所は動物が飼えない所なので引き取って欲しい等ということで来られるが、動物の所有者として、当該動物が終生に渡り飼養することが困難になった場合は、新たな飼い主を見つけるよ

うに努めなければならないというような規定を設けたいと考えている。そうならないために、飼い主になろうとする者の規定というのも加えていきたいと考えている。例えば、年齢や家族構成、引っ越しの予定等、様々な理由があろうかと思いますが、飼う前に最後まで飼えるのかといったところの規定を追加したいと考えている。

○南川委員 飼い主になろうとする者の規定を加えるという方向性は良いと思うが、新しい飼い主を見つける規定は、市民に義務を課すことになるので、その辺りの裏表ではないが、市やボランティアでどこまで新しい飼い主を見つけるまでに何があるかというところ、個人的なつてで見つけるのは中々難しいと思うので、新しい飼い主を見つけるためにどうしたら良いですかとセンターに相談された場合はどういうメニューが今はあるのか。

○森会長 そうですね。行政の受け皿があるのかというところか。

○動物愛護指導センター所長 例えば、千葉県で行う飼い主探しの会や、千葉県動物保護管理協会が里親探しをしているHPに掲載し、まず自分で努力してくださいといったところから入っていく。身勝手な飼い主の引取りは、拒否する要件が謳われているので、すぐに1回では引き取るようなことはセンターでも行っていない。まずは、飼い主に自分で探して下さいというご案内をする。

○南川委員 考えた末で飼ったとしても、本人や家族の病気、仕事の都合でやむを得ない引っ越しも発生する訳で、まじめに考えて飼った人においても新たな飼い主を見つけるのが困難な状況であるとすると、新しい飼い主を見つける規定を入れるのは、酷な気はした。その辺りの、新しい飼い主が見つかるという割合はどの程度なのか。

○森会長 私は、動物保護管理協会でこの仕事をしていたが、子猫、子犬は見つかる。老犬はまず見つからない。たまに、猫が見つかるくらいで。ただ、いらないという方は、子猫、子犬ではない。本当に、老人ホームに入るのに困ってしまったという方もいらっしゃる。

○動物愛護指導センター所長 動物愛護指導センタ

ーでも、まず自分で探して下さい、探す努力をして下さい、それでどうしても駄目であつたらもう一度相談して下さいという形でお話するが、本当にやむを得ない事情であった場合には、動愛法第35条第1項の規定で引き取りを行っている。

○森会長 これについては、努力規定という形で、条文にするのが良いのかどうかという議論については、法律の専門家と相談する必要があると思うが、方向性としては、委員の皆さま方はいかがか。

○駒田委員 これは、動愛法にも載っていますよね。それを、国民である以上、動愛法は守らなければいけないので、それをさらに船橋市の条例に入れるのであれば、南川委員の仰ったように、もう少し受け皿や、船橋市ではこういうことをしているのだから、探す努力をしなさいという理由がないのであれば、動愛法を遵守するようにという方法もあると考える。

○森会長 そうすると、条例に入れるべきか、入れないかよく精査していただいた方が良いかということか。

○駒田委員 はい。

○森会長 普通飼い主さんにとって、飼えなくなつた場合に次の飼い主を探すということは当たり前のことなのだが。

○中村副会長 やはり、こういう物を新たに項目に足すという理由としては、本当に動物の事を考えて、皆が動愛法を分かつて飼う訳ではないと思うが、そういうことをしない人たちが結局問題を起こしたりとか、無責任に飼ったりするのであって、私は、文言の変更等も必要なところもあるかもしれないが、こういうことを加えることによって、やはり、センターや行政がより細やかに動きやすかったり、説得しやすかつたりする面があると思う。少し細かい事を言い始めると、色々問題があるかもしれないが、大きな意味で、こういうことを入れる意味がすぐには効果がないと思うが、数年後、数十年後、当たり前のように周知されるには、やはり少しづつ入れ込んでいかないといけないのではないかと思う。新しい飼い主を見つけるというのは、本当に実際難しいことは重々承知なので、その辺が上手くお互い寄り添いあって、良い落としどころがあれば、とて

も有意義な規定ということと思う。私としては、これは盛り込んでいただきたい。盛り込んだことで、厳しく突っぱねることではないということは、皆さんご存知かと思うので、さらに揉んでいただいて、切ってしまうのはもったいないと思う。

○動物愛護指導センター主任技師 今の新しい飼い主を見つけることについて、法律は、終生飼養に努めなければならないという書きぶりで、新しい飼い主を探すよう努めるという内容は書かれていない。

○駒田委員 千葉県の条例であったか。分かりました。

○動物愛護指導センター主任技師 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準に、犬と猫の飼い主は、やむを得ず飼えなくなった場合は譲渡に努めることという形で、犬と猫の飼い主に限られて書かれている。条例では、動物ということで、犬猫かまわず、ハムスター やモルモットが飼えなくなったといふようなご相談も多くあるので、新しい飼い主を見つけていただく努力規定を考えております。

○森会長 それでは、終生飼養の問題については、条文をもう少し整理し、入れていくことによろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森会長 では、そのように決定する。

次の論点5 多頭飼養の届出制度の導入です。現在無い制度を、新たに作ろうという内容です。動物の所有者又は占有者に対し、新たに「多頭飼養の届出」を求める規定を追加する。先程の説明の中で、他県市の条例を挙げていただいたが、柏市と千葉市にこの規定が無いという説明があったが、これについて、なぜ無いかという詳細はご存知か。

○駒田委員 知っているわけではないが、おそらく、千葉県は平成24年に新しく条例が改正され、千葉市も柏市もその前の条例であり、そこから改正がされていないので、船橋市も同じだが、もし千葉市が今これと同じ会議をされていたら、船橋市と同じことだと思う。なので、次回改正があれば、おそらく盛り込んでいくのが今の流れであり、改正をされていないからではないかと思う。

○森会長 タイミングが合っていなかったということか。今回条例改正するのであれば、入れた方が良いかと。前回までの会議の中でも、多頭飼養については、何らかの規制なり、強い指導が必要であろうとまとまっておりますので、この制度自体を設けることについては、会として承諾ということでおろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森会長 では、そのように決定する。これについても、細かい文面等は法規担当と揉んでいただきたい。過料が伴うということで、他県は5万円が多いが、横並びが通常であるが、そういう形で進めさせていただくということで。少し気になったのが、センターでこの業務を行うにあたって、マンパワーはどうなのか。システムができても、動けないと話にならないので。

○動物愛護指導センター所長 多頭飼養を苦情で初めて知った時に、手遅れの状態で見つかるのと、それはそれですごく人手のかかる仕事であり、自分たちだけではできなくて、ボランティアや周りを巻き込むような仕事になってしまふ場合もある。そうなった時には、近所の苦情も大変なことになっていたりする。早めに探知することで、そのようにならないようにしていくことも可能かと考えている。届出で、こちらが探知した所には、定期的に巡回指導という形で入っていくことにはなると思う。

○森会長 届けていただきたい、実態把握をしたいというのが大前提になるのですかね。

○中村副会長 届出制度を導入した場合に、動物愛護指導センターの方が調査するよりも、開業獣医師を利用してもらって、個人情報に問題の無い範囲で、患者で多頭飼育をしていらっしゃる方はいますかとアンケートという形をとっていただければ、件数だけでも挙がっていくと思う。その後の作業も楽なのではないかと思う。

○森会長 獣医師会でもご協力いただけるようなので、これについては、より良い形で設定していただきたい。念のために、これは三ヶ月齢以上の動物か。

○動物愛護指導センター所長 はい。

○森会長 子猫、子犬は入らないということで。

次に、最後の論点6所有者の判明しない猫へ餌を与える者への対応ということで、餌やりルールの確立、地域住民による飼育管理、餌やり禁止、生活環境被害の防止等により、効果的な方策について、それぞれの立場の意見を考慮しながら検討するということで、所有者の判明しない猫への餌やりについては、この会議としては、何らかのルールが必要であるという形で意見統一はよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森会長 はい。後は、具体的な方法について、今現在は検討するということであるが、例えば、(c)餌やり禁止を入れてしまうと、(a)、(b)は無くなってしまう。この辺りは、どのように考えていったらよいのか、考慮しながら検討するということだが、いかがか。駒田委員、何かよい方法をとっている所はございませんか。

○駒田委員 なかなか上手くいかない。

○森会長 京都市が禁止をして、トラブルがあったという話は聞いている。

○駒田委員 上手くいっていると世間的に言われているのは、横浜。地域猫をしましょう。

○森会長 地域猫ですか。

○駒田委員 禁止とすると、相当反発もあり、平川委員のお話ではないが、禁止と言った途端に何もかも駄目になる。禁止はかなり厳しい。

○森会長 餌やりはある程度一定のルールに基づいていれば良いという考え方で。

○駒田委員 餌やりをする場合は、一定のルールを守って、近隣に迷惑をかけないように。

○森会長 一切禁止はまずいだろうということですかね。

○駒田委員 この間も言ったが、近隣の環境保全もすごく大切だが、猫自身の健康も考えてあげないといけない。餌やりがいることで、人間に慣れてしまって、人間を怖がる猫であつたら被害を受けなかつたのを、人間は餌をくれるものだということで、猫が捕まつて虐待をされることがある。そこまで餌やりをする人には考えていただきたいと強く思う。例えば、スズメみたいに簡単に捕まらなければ、

虐待したい人も虐待できないが、ソーセージでも持つて行って猫が近づいて来たら捕まえて、そこから虐待が始まるというのは、船橋市、市川市との間で多くある。まだ犯人は捕まっていない。

○森会長 具体的にそういう例があるのか。捕獲をして、いじめる。

○駒田委員 いじめるどころではない。本当に口に出したくない酷いことをしている。完全に犯罪で、警察も動いている。警察も動いているので、県の職員に聞いてもあまり情報を出してくれない。ただ、週刊誌等に暴露されて、2~3回地図まで入って掲載されている。どういうことがあったかということまでは書かれている。単なるイジメのレベルではない。

○森会長 犯罪に近いことについては、この会議では決められない。そういうこともあるということは、頭に入れておかなければいけないと思う。今のお話だと、禁止は問題がありそうだ。ルールを決めれば良いと。

○宮里委員 私は、対策会議の委員に応募する時に、レポートに自分の町会は虐待の多い町会ですということで、1,400字で書いた。でも、それを機会に読んでいただけたというだけでとても嬉しかった。委員に応募するために、もう一度書き直して提出した経緯がある。嫌いな方たちは、そこの土地の持ち主の方に了解を貰って水桶を置いてある物ですら穴を開けていく。私の敷地にいる野良猫に対しても、例えば傘の先で突いたり、届かないと物干し竿の長いので突いたりする。猫が傷ついて1kg台まで痩せたのを保護した。平成27年の話なので、警察に訴えるのは簡単であった。しかし、それをしたからと言って、相手が考え方を変える訳ではないと思うので、やはり、TNRの活動を続けた。町会は一切動物はやらないという状態、餌をやっている人達が、要するに個人の所有でなければ、ここアパートから、要するに町会から出るとすごい状態であった。そのアパートの住民は、鬱の状態になり、これは放つておけないということで委員に応募した。今は逆に、手術に向けて餌やりしていますと、分かってくれる方にはお話ししながら活動している。餌やり禁止令を出すと、嫌いな方が大手を振つて逆に虐待に繋が

ると思う。だから、禁止は止めてもらいたい。

○森会長 近隣の方、市民の方の理解があれば、餌やりを認めるという方法が好ましい、餌をやるのであれば理解を得て欲しいということであるか。自治会としてはいかがか。

○平川委員 非常に難しい問題である。餌やりルールの確立で、ルールを作るというのは、餌をあげても良いということになる。そのようにとられるので、禁止と全く逆である。なので、非常に難しい。例えば、餌をあげる人は登録してくださいとする、市のマンパワーを考えると、受けられないという状況になるかもしれないが。誰でも彼でもが餌をやってよいということではないし、餌をやったからには、それなりの責任を取って欲しい。他所の地域から町会に来て餌やりをしている人も結構いる。その人たちが、ずっと餌をやってくれれば良いが、ある程度すると止めてしまう。その猫が、またあちこちに移動して問題になる例もある。餌やりをする人は、自分の見て回れる範囲、そして、責任を取れる範囲で、人に迷惑をかけないような状況でやるというルールを作るのは非常に大事であると思う。しかし、作ることによって、餌やりを認めてしまうということにもなり兼ねないので、非常に難しいと思っている。私は、餌やりをしている人には、やらないで下さいと言う。あなたが餌やりをしなくとも、それだけ大きくなっている猫なので、どこかで食べており、きちんと食事をする所があるので、わざわざあなたが餌をやることはないじゃないですかと申し上げるが、非常に怒られる。それでも、自治会長としては言わざるを得ないので言っている。ルールを作れば、餌やりをしている人に、餌をやって良いと書いてあるじゃないですかと言われ、禁止事項とすれば、餌やりを反対している人から、誰々が餌やりをしているから町会長言ってもらえないかという話になるので、非常に難しい。

○森会長 まさに、千差万別ですね。事務局の検討のところにあるが、周囲の生活環境に悪影響を与える給餌を行ってはならないというのが、餌やり禁止の例示として出ているが、これは、禁止ではなく、

餌を与える場合の条件ですよね。餌やりは一切駄目という意味ではない。

○衛生指導課長 これでも、餌をやっても良いと採られてしまう。悪影響さえ与えなければ、給餌をしても良いとなる。市としては、人に迷惑をかけなければ、給餌をしていても良いのではと考え、(d)生活環境被害の防止に重きを置きたいと考えている。具体的にルールを決めた方が良いのか、どうかというのは様々なご意見があると思うので、この場でお伺いしたいと考え論点とした。

○森会長 南川委員、大括りで生活環境に悪影響を及ぼす餌やりを禁止するという書き方で、努力するということも含めて規定はできるものか。

○南川委員 今までの議論に対し感想的な意見になるが、資料集 10 ページの京都市の条例が、今言っていた観点からの話ではあるのかと思って見ていた。第 9 条第 1 項を見ると、所有者等のない動物に対して給餌を行うときは、適切な方法により行うこととし、周辺の住民の生活環境に悪影響を及ぼすような給餌を行ってはならないと書いてある。標題が給餌の禁止と書いてあるのが強すぎて、餌やり禁止と見えてしまうのかもしれないが、不適切な餌やりの禁止というところであり、まさに、論点 6 の(c)や(d)を簡単にまとめると京都市のような物になると思う。その上で、罰則まで与えることになると、資料集 11 ページの荒川区はよく考えられているとは思う。第 5 条が給餌による不良状態を生じさせてはならないとあり、不良状態については上に定義条文があり、さらに、そのような状態があると区長が勧告をして、勧告に違反したところをもって罰則を適用する規定であるので、手続き的に厚く、慎重である。罰則を規定するのであれば、この程度の方が本当は良いと思う。しかし、荒川区の条例だと、不良状態を生じさせて勧告を受けたら、むしろ何もしなければ罰則にならないとも思える。勧告を受けた後に餌やりをしなければもう違反状態にならないので、その後何もしないのが一番正解になってしまうので、逆にその後ちゃんとしようと思って迷惑をかけたら罰金になってしまうというところがあり、荒川区の方法は

手続き的には考えられているが、そういった問題もあるのかなと思う。今回も条例でどこまで書き込むかというのは、罰則までを適用するのであれば、手続き的に規定を厚くしなければバランスが良くないし、罰則無しや、過料で済ませるということであれば、規定は京都市のような形でも良いのではないかと。

○森会長 好ましくない餌やりがあり、行政指導をしましょう、次に行政処分をしましょう、それに従わなければ罰則を適用しましょうという形であれば、体裁は整うということか。

○南川委員 結局、罰金までいくのは、マンパワーや勧告がどのくらい発せられるのかというところにも依ってくると思うが、たしかにそちらの方が、罰金までするのであれば明確なのかと思う。後は、市民の立場から、罰則というのは市民の自由を奪うところがあるので、市民の自由を奪うというところを制度化するのであれば、手続き的に厚くするというのは、法律家の考え方としてはそうなる。

○森会長 京都の条例の解釈が問題あるところもあるが、禁止だからすぐ罰則ということではなく、行政指導が伴って、過料等の処分になっていくという形でまとめるのか。なかなか難しいところである。それが好ましいかどうかというのもまだ煮詰まっていない。

○駒田委員 中村副会長にお聞きしたいが、野良猫が感染症になっていたとして、自分の家の猫を飼っている人が外に出さなければいいが、外に出てしまつた時に、そこで感染症がうつるといった可能性は高い。その時に、餌やりをする人に、病気の予防をするよう求めるようにしない方がよいのか。

○中村副会長 まず、予防するにしても、捕獲して病院に連れて来ていただかないと、ワクチンすら打てない状況である。何か予防薬があれば一番良いが、実際は注射でのワクチンになるので、餌やりをする人と餌を貰っている猫との関係性にもよるので、なかなか難しい。まず大前提としてお金がかかるので、餌をあげたいし、餌をあげるお金は良いが、治療費、動物病院は高いというイメージを持たれている。餌だけをあげたい人が、そこまでしてくれるかという

ところが難しい。なので、なかなかそちらの方から予防するというのは現実的ではないと思う。

○駒田委員 ではやはり、飼っている人に外に出さない、出せば感染症の可能性もあるので、外に出さないという方を徹底した方が良いということですね。

○中村副会長 そうですね。本当に、逃げるリスクはどの猫もあるので、そのような時に予防していれば助かったかもしれないけれど、家の猫は出ないからといって、初年度だけワクチンを打つ猫も沢山いる。やはりそういう猫は、歳を取れば免疫力も下がっているし、感染のリスクは上がる。ただし、外に出た数時間で感染するかというとそういうことは無いと思う。よほど濃厚な接触がなければ大丈夫であると思うが。ただ、そういう意味で外に出さないで下さいというのは、非常に有効と思う。ただ、餌やりをする人に、ワクチンまで打てというのは 100% 無理かと思う。飼っている方でも、なかなか 100% の接種率ではありませんので。

○駒田委員 分かりました。ありがとうございます。

○南川委員 補足だが、京都市の条例を今確認したが、2段構造にはなっている。9条で規定があり、10条で勧告、命令ということで市長が勧告でき、それに違反すると 5 万円以下の過料ということで、こちらは罰金ではなく、過料になっている。

○森会長 先程説明していただいた、段階を踏んだ作りになっているということですね。

これについては、条例案について具体的に議論を深めて、事務局で力を入れて揉んでいただいてというふうにしか、なかなか結論が出そうにないので、次回にまた継続するかどうかを含めて検討していただければと思います。

論点 1~6 については、議論させていただいたが、この他に条例に対し、これがあるべきではないかという意見はあるか。現行条例は、よくできているので、特に追加すべきものは無いかと思うが、いかがか。

意見が無いようなので、条例改正に関する議論は終わりとする。

3. 次回の会議について

・船橋市の動物愛護管理をめぐる主な課題討議スケジュール（予定） [説明]

○動物愛護指導センター所長 資料3をご覧ください。本日、令和元年5月20日は第8回ということで、船橋市の動物愛護管理をめぐる主な課題への対応案、「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」改正に関する検討を審議していただいた。

次回、令和元年8月上旬～中旬に第9回動物愛護管理対策会議を開催したいと考えている。主な議題としては、「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」改正案について、「飼い主のいない猫の不妊手術事業」の見直しについて、その他を予定している。

その後、令和元年11月に第10回動物愛護管理対策会議の開催を予定している。

今後の協議事項だが、船橋市の動物愛護管理行政の方向性について、「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」の見直しについて、「飼い主のいない猫の不妊手術事業」の見直しについて、「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」のあり方の検討について、「船橋市動物愛護管理対策会議の意見取りまとめ（平成30年1月26日付け）」において、引き続き検討が必要とされた課題についての協議を予定している。

○森会長 本日説明のあった、「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」改正案について、「飼い主のいない猫の不妊手術事業」の見直しについて、を次の第9回の議題とさせていただくことによろしいか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○森会長 次回の会議は、8月初旬～中旬ということで、後日事務局と調整の上ご連絡させていただくことでよいか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○森会長 では、そのように決定する。

○森会長 全体的な内容で何か発言はあるか。

○宮里委員 不妊手術の実施事業についてであるが、猫の繁殖期である春先に不妊手術ができない。手術実施期間に間がある。予算の関係があるのかかもしれないが、捕獲したくてもできない。手術期間を3月いっぱいにしてもらう訳にはいかないか。

○動物愛護指導センター所長 今現状では、予算が年度単位であり、4月～3月まで事業終了としている。それを延長できるようなやり方があるのか検討しており、例えば3月に手術ができるようできるかという検討をしていきたいと思う。また、現在4月～5月は、狂犬病集合注射の事業と重なっており、かなり獣医師会もセンターも、市も人事異動があり忙しいこともあるが、継続して手術ができる方法を所内で検討していきたいと考えている。

○森会長 要望はあったが、予算的には債務負担になってしまう可能性がある。議会との兼ね合いもあるので辛いところもある。また、春は狂犬病予防注射で獣医師が飛び回っているところもあり、難しいかもしれない。

○石川委員 なぜその時期に、狂犬病予防注射を打つのか。

○衛生指導課長 狂犬病予防法で、4月から6月が注射実施期間とされている。

○森会長 以上で、第8回動物愛護管理対策会議を閉会する。

16時00分閉会

[閉会後]

○衛生指導課長 森会長ありがとうございました。また、委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

本日の議事録については、調整でき次第、委員の皆様に送付させていただくので、内容のご確認をお願いしたい。

本日は、ありがとうございました。

[出席委員]

森会長

中村副会長

泉谷委員

平川委員

駒田委員

石川委員

宮里委員

南川委員

[欠席委員]

なし

[関係職員]

筒井保健所長

小出保健所理事

松野保健所次長

由良衛生指導課長

竹田衛生指導課長補佐

鈴木動物愛護指導センター所長

千葉動物愛護指導センター主任技師

小林動物愛護指導センター主任技師

[傍聴者]

2名